

# 住宅宿泊事業 のてびき



荒川区保健所生活衛生課

# 目 次

I. 住宅宿泊事業法の目的	· · · · 2
II. 届出について	· · · · 4
II-1 事前相談	· · · · 4
II-2 近隣住民への事業計画周知の実施について	· · · · 7
II-3 提出書類 【個人】	· · · · 8
II-4 提出書類 【法人】	· · · · 9
II-5 届出受理・標識掲示・公表	· · · · 11
III. 住宅宿泊事業者及び委託時の管理業者に関する措置	· · · · 12
IV. その他の手続きについて	· · · · 15
V. 関連機関問合せ先	· · · · 16
VI. 各種様式	· · · · 17

根拠欄及び本文中〔 〕内は、根拠法令等を示す。

凡例

〔法 5-1-1〕 住宅宿泊事業法第 5 条第 1 項第 1 号

〔条 5-1-1〕 荒川区住宅宿泊事業の運営に関する条例第 5 条第 1 項第 1 号

法：住宅宿泊事業法

規：住宅宿泊事業法施行規則

厚規：厚生労働省関係住宅宿泊事業法施行規則

国規：国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則

条：荒川区住宅宿泊事業の運営に関する条例

区規：荒川区住宅宿泊事業の運営に関する条例施行規則

指導：住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）、東京都ガイドライン等

# I 住宅宿泊事業法の目的

住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度を設ける等の措置を講ずることにより、これらの事業を営む者の業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。

[法1]

## ○ 住宅宿泊事業とは

「住宅宿泊事業」とは、旅館業法第3条の2第1項の許可を受けて旅館業を営む者以外の者が宿泊料を受けて「住宅」に人を「宿泊」させる事業であって、人を宿泊させる日数(正午から翌日の正午までを一日とし、毎年4月1日の正午から翌年4月1日正午までの期間において人を宿泊させた日数)が1年で180日を超えないものをいいます。

[法 2-3、規 3]

「住宅」及び「宿泊」とは、下表の要件の全てに該当する家屋、行為を指します。

荒川区では更に、区域及び実施期間に制限を定めています。

荒川区全域で月曜正午から土曜正午まで(祝日の正午からその翌日の正午までを除く。)の間、住宅宿泊事業を行うことはできません。

[法 18、条 3]

## 住宅宿泊事業における届出住宅とは

- 1 当該家屋内に、台所、浴室、便所、洗面設備その他の当該家屋を生活の本拠として使用するために必要な設備が設けられていること。  
[法 2-1-1、規 1]
- 2 当該家屋が事業(人を宿泊させるもの、人を入居させるものを除く)の用に供されていないものであって以下のいずれかに該当するもの  
〔法 2-1-2、規 2〕
  - (1)現に人の生活の本拠として使用されている家屋
    - ・現に特定の者の生活が継続して営まれている家屋であること  
※短期的に当該家屋を使用する場合は該当しない。
    - ・当該家屋の所在地を住民票上の住所としている者が届出を行う場合等
  - (2)入居者の募集が行われている家屋
    - ・住宅宿泊事業を行っている間、分譲(売却)又は賃貸の形態で、人の居住の用に供するための入居者の募集が行われている家屋であること
    - ・広告において故意に不利な取引条件を事実に反して記載している等入居者の募集の意図がないことが明らかである場合は該当しない。
  - (3)隨時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋
    - ・別荘(年数回使用している家屋)、セカンドハウス、将来的に居住する予定の空き家、別宅等
    - ・居住といえる使用履歴が一切ない新築投資用住宅は該当しない。

## 宿泊とは

- 3 寝具を使用して施設を利用すること。  
[法 2-2]

## ○ 旅館業とは

「旅館業」とは、宿泊料又は室料を受けて人を宿泊させる営業で、反復継続の意思を持ち、かつその行為が社会性を有して行われれば、全て法が適用されます。

下表の4項目の全てに該当する場合は、旅館業法の許可が必要となります。

### 1 宿泊料を受けていること。

- ※ 宿泊料という名目で受けている場合はもちろんの事、宿泊料として受けていなくても、電気・水道等の維持費等の名目も事実上の宿泊料と考えられるので該当します。

### 2 寝具を使用して施設を利用すること。

- ※ 寝具は、宿泊者が持ち込んだ場合でも該当します。
- ※ 時間単位で利用する施設でも、寝具を使用する限りは該当します。

### 3 施設の管理・経営形態を総体的に見て、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあるものと社会通念上認められること。

- ※ 宿泊者が簡易な清掃を行っていても、施設の維持管理において、営業者が行う清掃が不可欠となっている場合は、維持管理責任が営業者にあると考えます。

### 4 宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則として営業しているものであること。

## 《重要遵守事項》

### 荒川区の主なルール（荒川区住宅宿泊事業の運営に関する条例）

#### ● 荒川区内における住宅宿泊事業の実施制限する期間について

区内全域において、月曜正午から土曜正午まで（祝日正午から翌日正午までを除く）の間、住宅宿泊事業を実施することはできません。 [条 3]

#### ● 常駐必須について

住宅宿泊事業者（法第11条第1項による住宅宿泊管理業務を委託する場合においては、当該委託を受ける住宅宿泊管理業者）は住宅宿泊事業に係る住宅からの距離がおおむね1キロメートル以内の営業所等に常駐しなければいけません。 [条 8]

これらに代替措置はありませんので、厳重に遵守していただきます

### 違反行為における罰則

無届や無許可でこれら業務を実施した場合は、旅館業法違反として罰則の対象となります。

6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

## **II 届出について**

### **II—1 事前相談**

住宅宿泊事業法(関連法令含む)では、以下のように、構造設備や衛生に必要な措置等について基準が定められており、届出時に必要な書類や、人的要件等についても定めがあります。

その他、いわゆる家主居住型か不在型か、住宅宿泊事業者が個人か法人か等で届出書の記載内容や必要書類が変わるため、あらかじめ保健所窓口でご相談ください。

#### **○ 人的要件（欠格事由）について**

申請者が、次のいずれかに該当するときは、住宅宿泊事業を営んではいけません。

[法 4]

- (1)心身の故障により住宅宿泊事業を的確に遂行することができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの。(※)
- (2)破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3)住宅宿泊事業法の規定(法 16-2)により住宅宿泊事業の廃止を命ぜられ、その命令日から3年を経過しない者(法人の場合、当該命令の日前30日以内に当該法人の役員であった者で、当該命令の日から3年を経過しない者を含む。)
- (4)禁固以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
- (5)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (6)営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(代理人が法人の場合は、その役員を含む)が上記(1)から(5)のいずれかに該当するもの。
- (7)法人であって、その役員のうちに上記(1)から(5)のいずれかに該当する者があるもの。
- (8)暴力団員等がその事業活動を支配する者

(※)法第 4 条第 1 号の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により、住宅宿泊事業を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

[規 6 の 2]

## ○ 構造・設備の要件について

届出住宅には台所、浴室、便所、洗面設備が必要です。これらの設備は必ずしも独立している必要はなく、3点ユニットバスのように一つの設備が複数の機能（浴室、便所、洗面設備）を有していても構いません。ただし、近隣の公衆浴場を浴室等として代替することはできません。

また、届出住宅のどの部分が居室、宿泊室、宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く）に該当するかを決めていただく必要があります。居室の面積によって、宿泊できる人数が決まります。それぞれの面積の考え方は以下のとおりです。 [法 2-1-1、規 1、規4-4-1]

	考え方	床面積の測り方
居室	宿泊者が占有する部分のこと。 (宿泊者の占有ではない台所、浴室、便所、洗面所、廊下のほか、押入れ、床の間などは含まない。) 宿泊者 1人当たり 3.3 m <sup>2</sup> 以上の居室が必要 [法 5、厚規 1]	内法 (床面積の計算において、壁の内側から内側までを測る)
宿泊室	宿泊者が就寝するために使用する部屋のこと。	壁芯 (床面積の計算において、壁の中心から中心までを測る)
宿泊者の使用に供する部分 (宿泊室を除く)	宿泊者の占有か住宅宿泊事業者との共有かを問わず、宿泊者が使用する部分で、宿泊室を除いた部分 (台所、浴室、便所、洗面所、廊下のほか、押入れや床の間を含む。)	壁芯 (床面積の計算において、壁の中心から中心までを測る)

## ○ 建物の使用について

住宅宿泊事業を実施できる建物かどうか確認してください。

[規4-4-1]

### (1) 届出者が賃借人及び転借人の場合

賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物及び転借物の転貸を承諾しているか

### (2) マンションで住宅宿泊事業を営もうとする場合

マンションの管理規約において住宅宿泊事業を営むことを禁止されていないか

※ 規約で禁止されていない場合でも、管理組合において禁止の方針がないか、確認が必要となります。

## ○ 安全措置について

非常用照明の設置など火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を講じておかなければなりません。国土交通省出典の「民泊の安全措置の手引き」を確認し、チェックリスト(p23)を作成してください。

[法 6、国規 1]

安全措置については、建築に関する専門的な知識を有する方（建築士）でなければ確認が困難となる場合が多くあります。チェックリストは原則として建築士に確認を依頼し、作成してください。

☆民泊の安全措置の手引き：<https://www.mlit.go.jp/common/001216235.pdf>

## ○ 管理委託について

住宅宿泊事業者は下記枠内のいずれかに該当するときは、届出住宅に係る管理業務の全部を住宅宿泊管理業者に委託しなければなりません。ただし、住宅宿泊事業者が管理業者であり、自ら届出住宅に係る管理業務を行う場合は、この限りではありません。 [法 11]

また、住宅宿泊事業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と届出住宅が、同一建物内若しくは敷地内にあるとき又は隣接しているとき(当該届出住宅から発生する騒音その他の事象による生活環境の悪化を認識できない場合を除く)であり、かつ、以下のいずれにも該当しない場合には住宅宿泊管理業者に管理業務を委託する必要はありません。 [法11、規 9-4]

### 《管理を委託しなければならない場合》

- ・届出住宅の居室の数が、5つを超えるとき。 [法 11-1-1、規 9-4-2]
- ・届出住宅に人を宿泊させる間不在となるとき。 [法 11-1-2]  
ただし、日常生活を営む上で通常行われる行為※に要する時間の範囲内の不在を除く。  
[規 9-3]

※日常生活を営む上で通常行われる行為とは、日用品など生活必需品の購入のための外出等のことであり、原則として1時間の範囲内です。

また、住宅宿泊事業者本人以外の他者（例として配偶者や両親など）が届出住宅に在宅していたとしても、事業者本人が不在であれば上記の「不在となるとき」に該当します。

荒川区では条例により、住宅宿泊事業者は、届出住宅からの距離がおおむね1キロメートル以内の営業所等に常駐しなければなりません。

住宅宿泊管理業者に管理業務を委託する場合は、届出住宅から1キロメートル以内に常駐可能な住宅宿泊管理業者に委託をしてください。 [条 8]

●管理委託を行う場合、管理業務を一括して管理業者に委託する必要があります。複数の者に分割して委託することや、その一部を委託せずに事業者自ら行うことはできません。

[規9-1-1]

●現在登録されている住宅宿泊管理事業者の情報は、国土交通省ホームページをご覧ください。

## ○ 消防法令等について

届出住宅において必要な消防用設備等を確認する必要があります。添付資料「事前相談記録書」(p19)の太枠部分内を記載し必要資料持参の上、管轄の消防署にご相談ください。

## ○ 飲食物の取扱いについて

宿泊客への食事の提供や、自動販売機の設置など、飲食物を取扱う場合は、荒川区保健所の生活衛生課食品衛生係に事前にご相談ください。

## II—2 近隣住民への事業計画周知の実施について

住宅宿泊事業を営もうとする住宅ごとに、法に基づく届出をする7日前までに以下の7項目について、近隣住民に対し書面により周知しなければいけません。 [条4-1、区規2-2]

- (1) 住宅宿泊事業を営もうとする旨
- (2) 商号、名称又は氏名、住所及び連絡先
- (3) 住宅の所在地
- (4) 住宅宿泊事業を開始しようとする日
- (5) 法第9条第1項の規定により宿泊者に対して説明しなければならない同項に規定する、騒音の防止、ごみの処理、火災の防止、周辺地域の生活環境の悪化の防止に必要な事項（外国語を用いたものも含む）
- (6) 法第11条第1項の規定による住宅宿泊管理業務の委託をする場合においては、委託をする住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名及び連絡先
- (7) 条例第3条第2項に規定する住宅宿泊事業を実施してはならない期間

周知した旨及び内容を添付資料別記様式(第4条関係)住宅宿泊事業周知報告書(p17)に記載し、以下の書類を添付して区長に提出してください。 [条4-2、区規2-3]

- (1) 周知した近隣住民の範囲を示した書類
- (2) 周知に使用した書面
- (3) 周知をした近隣住民からの意見があった場合においては、その内容を記載した書類

近隣住民とは以下の者を指します。周知漏れのないよう慎重に確認してください。

[区規2-1]

- (1) 住宅宿泊事業を営もうとする住宅と同一の建物若しくは同一の敷地内に存する建物に居住し、又は当該建物において事業を営む者
- (2) 住宅宿泊事業を営もうとする住宅の敷地境界線からの水平距離が20メートル以内の敷地内に存する建物に居住し、又は当該建物において事業を営む者
- (3) 住宅宿泊事業を営もうとする住宅の出入口に最も近い当該住宅の敷地の出入口に接する道路が幅員10メートル未満の道路である場合においては、当該住宅の宿泊者が当該住宅に最も近い幅員10メートル以上の道路を通行するときに主に通行する道路に接する敷地内に存する建物に居住し、又は当該建物において事業を営む者（前2号に掲げる者に該当する者を除く。）

## II—3 提出書類（所定様式のあるものはそれに記載すること）

### ○【個人】住宅宿泊事業の届出に必要な書類

確認	番号	提出書類	入手方法
	1	住宅宿泊事業届出書	民泊制度運営システム
	2	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書※1（注）	戸籍の存する市区町村の戸籍担当
	3	未成年で、その法定代理人が法人である場合は、その法定代理人の登記事項証明書（注）	最寄りの登記所
	4	欠格事由に該当しないことを誓約する書面	誓約書：様式B（p21）
	5	住宅の登記事項証明書（建物のみ）（注）	東京法務局北出張所 北区王子6-2-66 03-3912-2608（代表）
	6	住宅が「入居者の募集が行われている家屋」に該当する場合は、入居者募集の広告その他それを証する書類	賃貸不動産情報サイトの掲載情報の写し等
	7	住宅が「隨時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋」に該当する場合は、それを証する書類	日用品購入のレシートの写し、公共交通機関の領収書の写し等
	8	住宅の図面※3	
	9	賃借人の場合、賃貸人が承諾したことを証する書類※3	
	10	転借人の場合、賃貸人及び転貸人が承諾したことを証する書類※3	
	11	区分所有者の建物の場合、規約の写し※3	
	12	規約に住宅宿泊事業を営むことについて定めがない場合は、管理組合に禁止する意思がないことを証する書類※3	誓約書：様式C（p22）又は総会、理事会の議事録等
	13	委託する場合は、管理業者から交付された書面の写し※3	
	14	住宅宿泊事業周知報告書	様式：p17
	15	非常用照明器具の設置方法及び火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置に関するチェックリスト	様式：p23
	16	消防機関の事前相談記録書	様式：p19
	17	住民票※2（注）	

※1 届出者が外国籍の場合は、日本国政府が承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他に準ずるもので番号2の項目を証明する書類。当該書類が存在しない場合は、公証人又は公的機関が証明した書類。

※2 住基ネットの活用により届出者の実在が確認できない場合に限り提出が必要となります。

※3 p10に解説があります。

(注)：すべての官公署発行の書類は発行後3か月以内の原本を持参してください。

## ○【法人】住宅宿泊事業の届出に必要な書類

確認	番号	提出書類	入手方法
	1	住宅宿泊事業届出書	民泊制度運営システム
	2	定款または寄付行為の写し※1	
	3	登記事項証明書(注)	最寄りの登記所
	4	役員が欠格事由に該当しないことを誓約する書面※3	誓約書：様式A(p20)
	5	役員が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書※2※3(注)	戸籍の存する市区町村の戸籍担当
	6	住宅の登記事項証明書(建物のみ)(注)	東京法務局北出張所 北区王子6-2-66 03-3912-2608(代表)
	7	住宅が「入居者の募集が行われている家屋」に該当する場合は、入居者募集の広告その他それを証する書類	賃貸不動産情報サイトの掲載情報の写し等
	8	住宅が「隨時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋」に該当する場合は、それを証する書類	日用品購入のレシートの写し、公共交通機関の領収書の写し等
	9	住宅の図面※3	
	10	賃借人の場合、賃貸人が承諾したことを証する書類※3	
	11	転借人の場合、賃貸人及び転貸人が承諾したことを証する書類※3	
	12	区分所有者の場合、規約の写し※3	
	13	規約に住宅宿泊事業を営むことについて定めがない場合は、管理組合に禁止する意思がないことを証する書類※3	誓約書：様式C(p22)又は総会、理事会の議事録等
	14	委託する場合は、管理業者から交付された書面の写し※3	
	15	住宅宿泊事業周知報告書	様式：p17
	16	非常用照明器具の設置方法及び火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置に関するチェックリスト	様式：p23
	17	消防機関の事前相談記録書	様式：p19

※1 原本証明記載のある定款(原本証明発行から3か月以内)又は寄付行為の写し(原本証明発行から3か月以内)

※2 外国籍の役員については、日本国政府が承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他に準ずるもので番号5の項目を証明する書類。当該書類が存在しない場合は、公証人又は公的機関が証明した書類。

※3 p10に解説があります。

(注)：すべての官公署発行の書類は発行後3か月以内の原本を持参してください。

## 《解説》

### ○ 役員について

役員とは以下の者のことをいいます。

- (1) 株式会社においては、取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)及び監査役
- (2) 合名会社、合資会社及び合同会社においては、定款をもって業務を執行する社員を定めた場合は、当該社員。その他の場合は、総社員
- (3) 財団法人及び社団法人においては、理事及び監事
- (4) 特殊法人等においては、総裁、理事長、副総裁、副理事長、専務理事、理事、監事等法令により役員として定められている者

### ○ 住宅の図面について

「住宅の図面」には、以下の事項の記載が必要となります。

- (1) 台所、浴室、便所及び洗面設備の位置
- (2) 住宅の間取り及び出入口
- (3) 各階の別
- (4) 居室、宿泊室、宿泊者の使用に供される部分(宿泊室を除く)のそれぞれの床面積
- (5) 非常用照明器具の位置、その他安全のための措置内容等、安全の確保のための措置の実施内容について明示

### ○ 賃貸人及び転貸人が承諾したことを証する書類について

住宅宿泊事業を行うことが可能かどうかについて明記されている必要があります。

様式は、国土交通省の「賃貸住宅標準契約書」の転貸承諾書等をご活用ください。

### ○ 区分所有の場合について

マンション管理規約の専用部分の用途に関する規約の写しをご提出ください。

規約において住宅宿泊事業について定めがない場合は、届出時点で、住宅宿泊事業を禁止する方針が総会や理事会で決議されていない旨を確認した誓約書(様式C)、又は本法成立以降(H29.6月以降)の総会及び理事会の議事録等が必要になります。

### ○ 管理業者から交付された書面の写しについて

法第34条第1項に基づき、住宅宿泊管理業者から交付された書面の写し。(管理受託契約書の写し等)

### 民泊制度運営システムについて

届出は「民泊制度運営システム」を利用して行います。政府の設置する「民泊制度ポータルサイト」から、民泊制度運営システムにログインしてください。

届出事項、添付書類、民泊制度運営システムの利用方法、FAQ等の詳細情報は、「民泊制度ポータルサイト」において閲覧やダウンロードができますのでご確認ください。

URL: <https://www.mlit.go.jp/kankochominpaku/>

## II—5 届出受理・標識掲示・公表

### ○ 届出受理・標識の交付について

提出書類に不備等がないことが確認されると、区長により届出住宅ごとに届出番号が付与されます。届出番号が記載された標識は保健所で交付いたします。標識完成次第、電話でご連絡いたしますので受取りにお越しください。

なお、交付した標識については、勝手に記載事項や様式の変更は一切できません。

### ○ 標識掲示について

標識は、当該住宅の門扉や正面玄関など、公衆の見やすい場所のおおむね地上から1.2m以上、1.8m以下の場合(表札等を掲げる門扉の高さから玄関ドアの標準寸法により2メートルの高さ以内)に掲示してください。

共同住宅の場合は、共用エントランスや集合ポスト、その他公衆が認識しやすい箇所へ簡素(縮小等)な標識を掲示してください。

分譲マンションの場合は、標識の掲示場所等の取り扱いについて、あらかじめ管理組合等と相談を行なってください。

届出を行っている期間は標識を掲示し続けなければなりません。休業や賃貸物件として入居している場合においても標識を外すことはできません。  
〔法 13〕

標識は事業形態によって異なり、次の3種類があります。

(標識：第4号様式)



(標識：第5号様式)



(標識：第6号様式)



### ○ 公表について

届出番号交付後、届出住宅に関する以下の項目を公表します。〔条 5、区規 3〕

- (1) 住宅宿泊事業者の商号、名称又は氏名及び連絡先
- (2) 所在地
- (3) 近隣住民へ周知をした日
- (4) 届出日

### III 住宅宿泊事業者及び委託時の管理業者に関する措置

項目	基 準（指導事項含む）	根 拠
宿泊者の衛生の確保	○各居室の床面積を宿泊者1人当たり3.3平方メートル以上確保すること。 ○定期的な清掃及び換気を行うこと。 ○寝具のシーツ、カバー等は宿泊者ごとに洗濯したものと交換すること。	法5 厚規1 指導
宿泊者の安全の確保	○宿泊者の安全の確保を図るために、以下の措置を講ずること。 [1] 非常用照明器具の設置 [2] 避難経路の表示 [3] 火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置	法6 国規1
外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保	○外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るために以下の措置を講じなければならない。 (1) 外国語を用いて、届出住宅の設備の使用方法に関する案内をすること (2) 外国語を用いて、移動のための交通手段に関する情報を提供すること (3) 外国語を用いて、火災、地震その他の災害が発生した場合における通報連絡先に関する案内をすること (4) 外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るために必要な措置	法7 国規2
宿泊者名簿の備付け等	○届出住宅もしくは住宅宿泊事業者の営業所又は事務所に宿泊者名簿を備え、作成した日から3年間保管しなければならない。また、都道府県知事の要求があったときは、提出しなければならない。(詳細は次ページを参照)	法8 規7
周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関する必要な事項の説明	○宿泊者に対し(外国人に対しては外国語を用いて)、以下の事項について書面の備付けその他の適切な方法により説明しなければならない。 (1) 騒音の防止のために配慮すべき事項 (2) ごみの処理に関し配慮すべき事項 (3) 火災の防止のために配慮すべき事項 (4) その他届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項	法9 法9-2 規8
苦情等への対応	○届出住宅の周辺地域の住民からの苦情及び問い合わせについては、適切かつ迅速にこれに対応しなければならない。 ○苦情に対応した場合は、当該対応について記録を作成し、3年間保存しなければならない。	法10 規7
標識の掲示	○事業者は、届出住宅ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲げなければならない。 ○共用エントランス、集合ポスト等にも簡素な標識を掲示すること。	法13 規11 指導
区長への定期報告	○住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、毎年2、4、6、8、10、12月の15日までに、それぞれの月の前2月における、次に掲げる事項を区長に報告しなければならない。 ・ 届出住宅に人を宿泊させた日数 ・ 宿泊者数 ・ 延べ宿泊者数 ・ 国籍別の宿泊者数の内訳	法14 規12
廃棄物の適正処理	○住宅宿泊事業者は、住宅宿泊事業の実施に伴い発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	規6
住宅宿泊仲介業者への委託	○住宅宿泊事業者は、宿泊サービス提供契約の締結の代理又は媒介を他人に委託するときは、住宅宿泊仲介業者又は旅行業者に委託しなければならない。	法12

## 《措置の解説》

### ○宿泊者名簿の規定について

住宅宿泊事業者は、宿泊者に関する下記の事項を記載した宿泊者名簿を届出住宅、住宅宿泊事業者の営業所又は事務所のいずれかに備え、3年間保管しなければなりません。

また、都道府県知事の要求があったときは、これを提出しなければなりません。

[法8、規7]

- ①氏名 ②住所 ③職業 ④宿泊日  
(国内に住所を有しない外国人の場合は⑤国籍 ⑥旅券番号)

宿泊者名簿は宿泊者それぞれについて本人確認を行ったうえで作成してください。

なお、確実に記録しておくことができる電磁的記録であって、必要に応じて紙面に表示されるときは、当該記録をもって宿泊者名簿の記載に代えることができます。

日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に関しては、パスポートの呈示を求めるとともに、パスポートの写しを宿泊者名簿とともに保存してください。当該宿泊者が旅券の呈示を拒否する場合は最寄りの警察署に連絡する等適切な対応を行ってください。

宿泊者名簿には宿泊者全員を記載する必要があります。代表者のみの記載は認められません。

宿 泊 者 名 簿 (例)

フリガナ					
お 名 前 Name					
ご 住 所 Address	〒	TEL			
ご 職 業 Occupation					
宿 泊 日 Accommodation date					
国 籍 Nationality		旅 券 番 号 Passport No.			

### ○苦情への対応について

具体的には以下のようないくつかの対応をしてください。

[指導]

- ・深夜早朝問わず、常時応対又は電話で対応をしてください。
- ・宿泊者が滞在していない間も、対応する必要があります。
- ・誠実に対応してください。回答を保留する場合、相手方に回答期日を明示するなどしてください。
- ・滞在中の宿泊者の行為により苦情が発生しており、当該宿泊者に対し注意等を行っても改善されない場合には、現場に急行し退去を求める等、必要な対応を講じてください。
- ・苦情や問い合わせが、緊急の対応を要する場合、必要に応じて警察署・消防署・医療機関等の然るべき機関に連絡し、自らも現場に急行して対応してください。

## ○ 定期報告について

定期報告は民泊制度運営システムを利用して行ってください。

報告の対象となる期間内に宿泊実績がない場合でも報告は必要です。

## ○ 廃棄物の適正処理について

住宅宿泊事業に伴って発生したごみは、すべて事業系廃棄物となります。事業系ごみは、家庭から出るごみと同じように処理することはできません。

収集依頼、処理方法などの詳細は、荒川区清掃事務所(p16)で確認のうえ、適正に処理してください。

ゴミの飛散や悪臭、収集日以外の排出など、ゴミ出しに関するトラブルがないよう十分注意してください。

## ○ 住宅宿泊仲介業者への委託について

住宅宿泊事業者は民泊サービスの仲介を他人に委託する場合、住宅宿泊事業法上の登録を受けた住宅宿泊仲介業者又は旅行業法上の登録を受けた旅行業者を利用しなければなりません。

[法 12]

現在登録されている住宅宿泊仲介業者及び住宅宿泊事業法に基づく届出住宅の仲介を行う予定のある旅行業者のリストは、民泊ポータルサイトで確認してください。

### 《保健所の立入検査》

届出受理後は保健所の検査員が立入検査を実施します。

届出を受けた内容に変更事項がないか、衛生の維持が保たれているかなど、必要な項目のチェックを行ないます。立入時は、検査の立会いをしていただきます。不正事項が発生していた場合、処分を行う場合があります。

### 《違反に対する注意事項》

違反となる行為においては知らなかつたという抗弁は成り立ちませんので、くれぐれも法令等を理解した上で営業を行なわなければなりません。違反行為に関しては、安易な考えを持つようなことがないよう、法令遵守で行なってください。違反行為を行った場合は、厳しい処分を行なうことがあります。

法第15条若しくは第41条第2項又は区条例第11条の規定による命令に従わない者については、以下の項目を公表することがあります。 [条12、区規4]

- (1) 住宅宿泊事業者の商号、名称又は氏名
- (2) 届出住宅の所在地
- (3) 法第15条若しくは第41条第2項又は条例第11条の規定による命令をした日
- (4) 命令の内容

## IV その他の手続きについて

### ○ 届出事項に変更等が生じた場合の手続き

(以下の届出が発生する前に必ず保健所にご相談ください。)

届出すべき事項	詳細
届出事項変更	届出事項に変更があった場合、その <u>変更日から30日以内</u> に届出事項変更届出書により手続きをしてください。 なお、新しく管理業務を住宅宿泊管理業者に委託する場合や、委託先が変わる場合はあらかじめ届出事項変更届出書による手続きが必要です。
名義変更	事業者（個人 ⇄ 法人含む）が変わる場合、 <u>新規の届出</u> が必要です。 なお、現事業者は廃止等届出書により事業の廃止手続きをしてください。
法人の合併等による消滅・解散	法人が合併により消滅した場合、その法人を代表する役員が <u>その日から30日以内に廃止等届出書</u> により事業の廃止手続きをしてください。破産手続きの開始により解散した場合は、その破産管財人が、前述の理由以外で解散した場合は、その清算人が同様に廃止手続きをしてください。 新法人が住宅宿泊事業を行う場合は、新規の届出が必要となります。 ただし、事業者である法人と事業者でない法人が合併等（分割して二つの法人になる場合を含む）により、事業者たる法人が存続する場合、廃止手続きは必要ありません。しかし、その法人の役員に変更がある場合は届出事項変更届による手続きが必要となります。
相 続	個人営業で営業者が死亡した場合は、 <u>相続人がその事実を知った日から30日以内に廃業等届出書</u> により事業の廃止手続きをしてください。相続人が住宅宿泊事業を行う場合は、新規の届出が必要となります。
廃 止	住宅宿泊事業を廃止した場合は、 <u>その日から30日以内に廃止等届出書</u> により事業の廃止手続きを行い、標識を返却してください。

### ○ 法人に関するその他の手続き

届出すべき事項	届出書類等
法人の代表者及び役員の変更	① 届出事項変更届出書 ② 法人の登記事項証明書【履歴事項全部証明書】 ③ 変更した役員全員の、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書 ④ 変更した役員全員の誓約書
法人名称、事務所所在地の変更	① 届出事項変更届出書 ② 法人の登記事項証明書【履歴事項全部証明書】

## V 関連機関問合せ先

項目	所管官庁等	電話	所在地
建築確認等について	建築指導課 (北庁舎3階)	3802-3111	荒川区荒川2-11-1
消防設備の設置、維持並びに検査について	(南千住・荒川・日暮里地域) 荒川消防署 (町屋・尾久地域) 尾久消防署	3806-0119 3800-0119	荒川区荒川2-1-13 荒川区東尾久8-44-4
ゴミ処理の方法について	荒川区清掃事務所	3892-4671	荒川区町屋5-19-1
防犯カメラの設置について	① (最初に相談する) 荒川区生活安全課 ↓ ② (次に協議する) 荒川警察署 南千住警察署 尾久警察署 ↓ ③ (次に写しを提出する) 荒川区建築指導課	① 3802-3111 ↓ ② 3801-0110 3805-0110 3810-0110 ↓ ③ 3802-3111	① 荒川区荒川2-25-3 (分庁舎2階) ↓ ② 荒川区荒川3-1-2 荒川区南千住6-45-43 荒川区西尾久3-8-5 ↓ ③ 荒川区荒川2-11-1

### ご注意

このてびきに書かれている内容は、住宅宿泊事業法における法令、要領等の全てを網羅しているわけではありません。詳細等は、その都度これら法令等の確認をしてください。

改訂は、変更項目がある場合に適時内容更新しています。  
最新版であるか確認の上、相談や手続きを進めてください。  
荒川区HPよりダウンロードできます。

令和5年12月改訂

別記様式（第4条関係）

年　月　日

荒川区長 殿

住 所

氏 名

電 話 ( )

〔 法人にあっては、その事務所の所在地  
及び氏名並びに代表者の氏名 〕

住宅宿泊事業周知報告書

荒川区住宅宿泊事業の運営に関する条例第4条第2項の規定により、近隣住民への周知について、下記のとおり報告します。

記

1 住宅の所在地

2 近隣住民への周知を行った日

3 周知の方法（複数の方法により実施した場合にはそのすべてに○をつけてください）

(1)各戸配付 (2)郵送 (3)説明会 (4)その他 ( )

4 住宅宿泊事業開始予定年月日

添付書類

- (1) 周知をした近隣住民の範囲を示した書類
- (2) 周知で使用した書面
- (3) 周知をした近隣住民から意見があった場合においては、その内容を記載した書類

## ○周知の範囲

- (1) 住宅宿泊事業を営もうとする住宅と同一の建物の居住者等
- (2) 住宅宿泊事業を営もうとする住宅の敷地境界線からの水平距離が 20 メートル以内の建物の居住者等
- (3) 住宅宿泊事業を営もうとする住宅の敷地が幅員 10 メートル未満の道路に接する場合においては、当該住宅の宿泊者が主に使用する道路であって、当該住宅に最も近い幅員 10 メートル以上の道路を通行するために通行するものに接する敷地に存する建物の居住者等

## ○周知する内容

- (1) 住宅宿泊事業を営もうとする旨
- (2) 商号、名称又は氏名、住所及び連絡先
- (3) 住宅の所在地
- (4) 住宅宿泊事業を開始しようとする日
- (5) 住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号。以下「法」という。）＊第 9 条第 1 項（法第 36 条において準用する場合を含む。）の規定により宿泊者に対して説明しなければならない同項に規定する事項
- (6) 法第 11 条第 1 項の規定による住宅宿泊管理業務の委託をする場合においては、住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名及び連絡先
- (7) 条例第 3 条第 2 項に規定する住宅宿泊事業を実施してはならない期間

\*住宅事業法第 9 条第 1 項に規定する事項

一号：騒音の防止のために配慮すべき事項

二号：ごみの処理に関し配慮すべき事項

三号：火災の防止のために配慮すべき事項

四号：前三号に掲げるもののほか、届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項

## 事 前 相 談 記 錄 書

- 住宅宿泊事業の届出を行おうとする方（相談者）が記載してください。  
太枠部分は相談前に記載願います。

相 談 実 施 年 月 日			
事 業 開 始 予 定 年 月 日			
相 談 実 施 者 ( 法 人 ) 氏 名			
対 象 物 所 在 ・ 名 称			
届 出 予 定 住 宅 の 状 況	家 主	在・不 在	宿 泊 室 面 積 m <sup>2</sup>
相 談 内 容			

※ 消防機関確認欄

相 談 先 消 防 機 関 確 認 印	
------------------------	--

## 誓 約 書

(法人用)

届出者及び届出者の役員は、住宅宿泊事業法第4条第2号から第4号まで、第7号及び第8号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

商号又は名称  
代表者の氏名

荒川区長 殿

## 誓 約 書

(個人用)

届出者、法定代理人及び法定代理人の役員は、住宅宿泊事業法第4条第1号から第6号まで及び第8号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

氏 名  
〔 法 定 代 理 人  
商 号 又 は 名 称  
氏 名  
(法人である場合においては、代表者の氏名) 〕

荒川区長 殿

## 誓 約 書

届出者は、管理組合に住宅宿泊事業の実施を報告し、下記のとおり届出時点で住宅宿泊事業を禁止する管理組合の意思がないことを確認しました。

年 月 日

荒川区長 殿

商号又は名称

氏 名

(法人である場合においては、代表者の氏名)

管理組合に報告した日		年 月 日
管理組合	管理組合名	
	役職	
	氏名	
	連絡先	( - - - )
		1. 無 2. 有
当該マンションにおける 住宅宿泊事業に関する決議		【2. 有】の場合はその決議の内容

- ① 「当該マンションにおける住宅宿泊事業に関する決議」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- ② 報告する相手方は管理組合の役員であること（理事長等）。
- ③ 管理組合の連絡先は、管理組合が管理業務を委託している管理会社でも可とする。

国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則(平成29年国土交通省令第65号)第1条第1号及び第3号の規定に基づき、非常用照明器具の設置方法及び火災その他災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置に関するチェックリスト

**【平成29年国土交通省告示第1109号に規定する必要な措置】**

届出住宅の所在地		不動産番号	
<b>1. 届出住宅の条件等</b>			
(A-1) 届出住宅に届出者が居住し不在などなら □ ず、宿泊室の床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以下 の一戸建ての住宅又は長屋	(A-2) □ A-1以外の一戸建て □ の住宅又は長屋	(B-1) □ 届出住宅に届出者が居住しないなどならず、宿泊室の床面 積の合計が50m <sup>2</sup> 以下の共同住宅又は寄宿舎	(B-2) □ B-1以外の共同住宅又は寄宿舎
		※B-1の場合は本チェックリストの作成不要	
<b>2. 告示第一についての措置状況</b>			
適用の対象となる届出住宅	□ 届出住宅の条件等がA-2であるもの □ 届出住宅の条件等がB-2であるもの	講じる措置	措置の状況
<b>A 非常用照明器具に関する措置</b>			
一 建築基準法施行令第126条の5に規定する技術的基準に適合する非常用 の照明装置とすること		(告示 第一第 1号)	□ 適合 □ 非適合
二 設置場所			
宿泊室及び当該宿泊室から地上(届出住宅が共同住宅の住戸である場合 にあっては、当該住戸の出口)に通じる部分(採光上有効に開放さ れた部分は除く)に設けること 但し、次に該当する建築物の部分にあっては、この限りではない。		□ 該当部分に設置あり適合 □ 該当部分に未設置で非適合	→ □ 未設置部分が、但書に該当で適合 □ 未設置部分が、但書に非該当で非適合
平成12年建設省告示第1411号に定める建築物の部分		□ 非該当 □ 該当	□ 非該当 □ 該当

### 3. 告示第二号についての措置況

#### ● 告示第二号の措置について

適用の対象となる届出者	<input type="checkbox"/> 届出住宅の条件等がA-2であるもの <input type="checkbox"/> 届出住宅の条件等がB-2であるもの
-------------	--

同一の届出住宅の宿泊施設数の宿泊時有効量以下の一つに該当する場合はこの限りない。 $\Rightarrow$ B及Cの措置の確認書不

#### 一 送達確認書について

宿泊者使用部分を除く26年国土交通省告示第86号各号のいずれかに該当するものとすること	(告示 第二号本 文(旧書 前段))	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合
ニ 自動火災警報機等について			

#### 以下の①又は②に該当する上

①宿泊者使用部分の各居室ごとに第21条に基づき自動火災警報機等が設置されていること	(告示 第二号本 文(旧書 後段))	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合
②宿泊者使用部分の各居室ごとに、(1)持続燃焼式ごとに、(2)防火安全性能を有する消防の用に供する製造業者に開する省令に基づき特定小規模施設用自動火災警報機等が設置されていること		<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合



上記いずれかに該当の場合の場合は、以下のB及びCの確認

講じる措置		措置の状況		状況の補足説明等	
<b>B 防火の区画等に関する措置</b>					
一 有り室が当該居住室から地上上(届出住宅が共同住宅の場合は)である場合にあつては、当該居住室の出口に測定部分(以下「当該部分」とぞき)を建築基準法第7号の2において規定する準耐火構造の壁で囲み、当該部を小屋裏又は天井裏に達せしめること	(告示 第二号イ(1))	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合 → <input type="checkbox"/> 但書該当該部分適合	<p>(当該部分が準耐火構造の壁で囲まれた場合に、下記の四又は五通りを確認)</p> <p>(当該部分が準耐火構造の壁で囲まれた場合に、下記の四又は五通りを確認)</p>	<input type="checkbox"/> 但書該当該部分適合	
但し、次に該当する部分にあつては、当該部を小屋裏又は天井裏に達せしめることを要す、	建築基準法施行令第11条第3項各号のいずれかに該当する部分	<input type="checkbox"/> 該当部 <input type="checkbox"/> 非該当部	<input type="checkbox"/> 該当部 <input type="checkbox"/> 非該当部	<p>(4以上)の結果が相違</p> <p>(当該部分の壁を、給排水管・配管・風管等の他の構造物と接する場合は下記の五通りを確認)</p>	<input type="checkbox"/> 但書該当該部分適合
二 4以上の場合が想定する部分が構造の壁の壁で囲み、当該部を小屋裏又は天井裏に達せしめること	(告示 第二号イ(2))	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合 → <input type="checkbox"/> 但書該当該部分適合	<p>(当該部分の壁を、給排水管・配管・風管等の他の構造物と接する場合は下記の五通りを確認)</p>	<input type="checkbox"/> 但書該当該部分適合	<p>(当該部分の壁を、給排水管・配管・風管等の他の構造物と接する場合は下記の五通りを確認)</p>
但し、次に該当する部分にあつては、当該部を小屋裏又は天井裏に達せしめることを要す、	建築基準法施行令第11条第3項各号のいずれかに該当する部分	<input type="checkbox"/> 該当部 <input type="checkbox"/> 非該当部	<input type="checkbox"/> 該当部 <input type="checkbox"/> 非該当部		

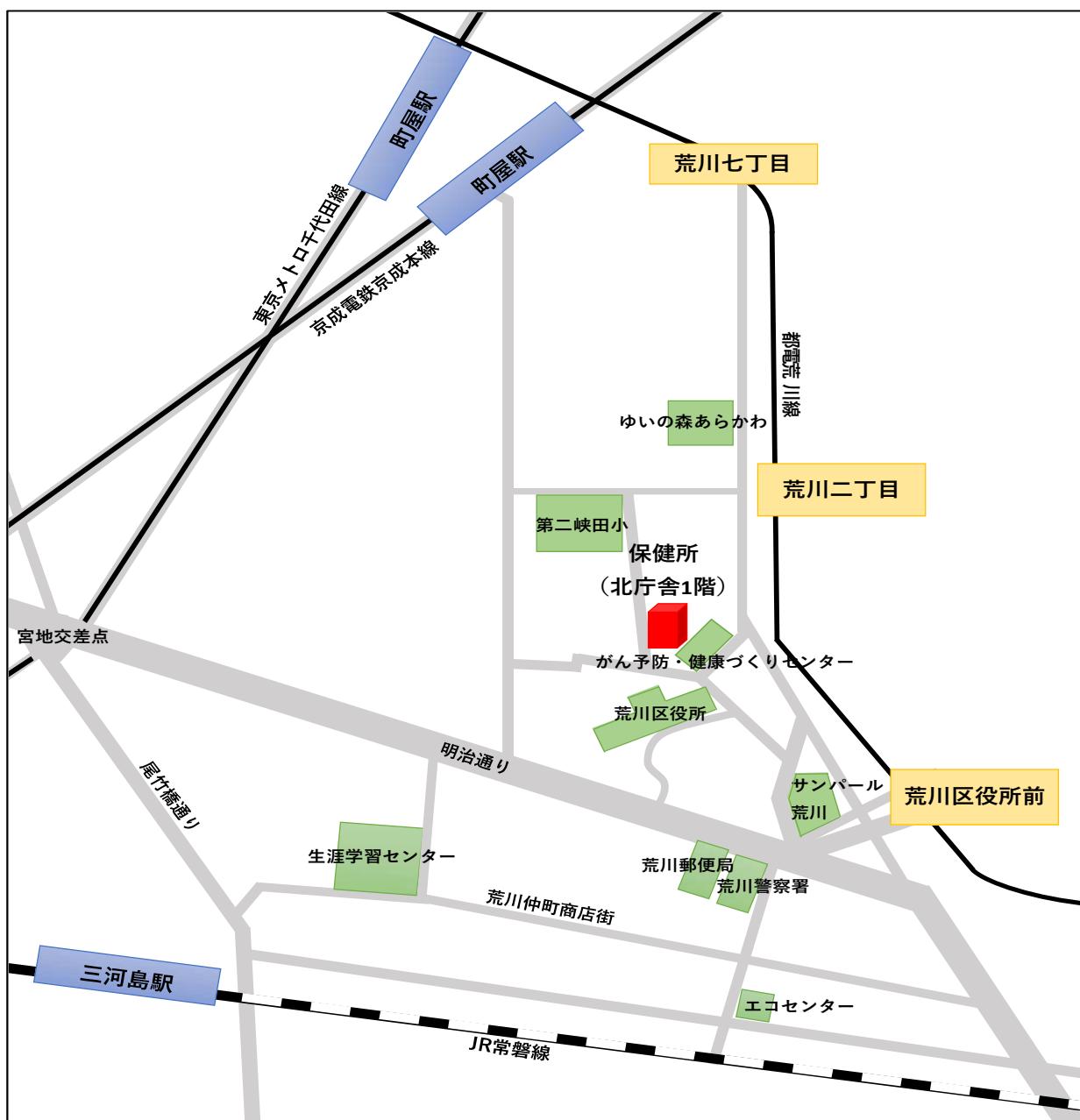
講じる措置		措置の状況		状況の補足説明等	
三 相接する2以上上の宿泊用の床面積の合計が10m <sup>2</sup> 超内一ノ建 築築年 法第2条 第1号の2に規定する準耐火構造の壁で囲み、当該壁を小屋又はアトリエに連せること	(相接する2以上上の宿泊用の床面積の合計が10m <sup>2</sup> 超 内一ノ建 築築年 法第2条 第1号の2に規定する準耐火構造の壁で 囲み、当該壁を小屋又はアトリエに連せること)	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 但書該当部が適合  (当該区画部分の送給水管非水管 その他の暖気暖房又は冷暖房の風道が貫通する場合は下記四又 は五の適合確認)	<input type="checkbox"/> 但書該当部が適合  (当該区画部分の送給水管非水管の 管、換気暖房又は冷暖房の風道が貫通 場合は下記の四又は五の適合確認)
四 施工基準法施行令第1条第3項各号のいずれかに該当する部分があることを要する、	(告示 第二第1号イ(3))	<input type="checkbox"/> 非適合	<input type="checkbox"/> 非適合	<input type="checkbox"/> 但書該当部が適合	<input type="checkbox"/> 但書該当部が適合
五 换気、暖房又は冷房の機能の風道が、一から三までの壁を通る場合に、運営基準法施行令第11条第5項において準用する同令第11条第19項の規定に適合する上	(告示 第二第1号イ(4))	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 但書該当部が適合  (給水管、配電管の他の管が 一から三までの壁を通る) 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 但書該当部が適合  (換気、暖房又は冷房の設備の 風道、一から三までの壁を通る) 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 適合
C スパンケラー設備の設置に関する措置	(告示 第二第1号イ(5))	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合	<input type="checkbox"/> 非適合
一 宿泊用 建築基準法施行令 第1条第3項に規定する自動火警報器 設備等が設置されていること	(告示 第二第1号ロ)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合	<input type="checkbox"/> 非適合

●告示 第2第2号関係			
適用の対象となる届出住宅	<input type="checkbox"/> 届出住宅の条件等がハ-1であるもの <input type="checkbox"/> 届出住宅の条件等がハ-2であるもの		
		講じる措置	措置の状況
<b>D 届出住宅が燃費等に関する措置</b>			状況の補足説明等
一 宿泊室の床面積の合計について			
2階以上の各階における宿泊室の床面積の合計を100㎡(建築基準法第2条第5号)に規定する主要構造部材や梁筋等で構成される場合又は同条第2項以下とする上但、次の場合は、この限りではありません。 当該者から避難道又は地上に通ずる2以上上の直通階段を設けるもの			<p>(告示 第2号) 床面積合計 (m<sup>2</sup>) (上記面積が100㎡又は200㎡超の場合は以下適合を推認)</p>
二 審査者使用部分の床面積の合計について			
(1) 審査者使用部分の床面積の合計			
床面積の合計を20㎡未満とすること 但、次の①②に掲げるものについては、この限りではなく、			<p>(告示 第2号) 床面積合計 (m<sup>2</sup>) (上記面積が100㎡以上の場合は以下 の①②の適否を確認)</p>
① 届出住宅が、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火構造物、同条第9号の3に規定する準耐火構造物又は建築基準法施行令第10条の2に規定する特定遮離構造物(倒壊等防止建築物)同台第11条第1項イに規定する特種遮離構造物、並びに上記のゴルムであること			
② ①以外の場合であって、宿査者使用部分の各壁の壁(床面から)の高さが1.2m以下の部を除く及び天井(天井の高さが1.2m以下の部を除く)の室内に面する部分(以下「壁面」といふ)においては壁面の室内に面する部分(以下「壁面」といふ)の面積が、窓台その他のオルム類する部分を除く)の面積を建築基準法施行令第12条の5第1項第1号に掲げる仕立てた。当該壁面から地盤に通する主なる部分の上止を、同算第2号に規定するもの			

講じる措置		指標の概要		状況の補足説明等	
(2) 各階における直角 垂直用部分の床面積の合計					
床面積の合計を20の以下で地盤ごあつては10mとすること	(告示 第二第2号)り	<input type="checkbox"/> 地盤の床面積 <input checked="" type="checkbox"/> 1階の床面積合計 )m <sup>2</sup> <input type="checkbox"/> 2階の床面積合計 )m <sup>2</sup> <input type="checkbox"/> 3階の床面積合計 )m <sup>2</sup>		※2階以上の階は専用部を含め場合は適用されない。 (上記各階が他の階と同一の地盤である場合は適用されない)	
但、次の①、②に掲げるものはこの限りでない。					
①当該階の廊下が2箇 ほどの専用のものであるもの	(告示 第二第2号)、(1)	<input type="checkbox"/> 適合 <input checked="" type="checkbox"/> 非適合			
②当該階の廊下(3室以下の専用のものを除く)の幅が、両側に2箇 ほどの廊下にあつては、6m以上その他他の廊下にあつては、2m以上であるもの	(告示 第二第2号)、(2)	<input type="checkbox"/> 適合 <input checked="" type="checkbox"/> 非適合			
(3) 2階ごとに専用部の床面積の合計					
床面積の合計を30の未満とすること	(告示 第二第2号)	<input type="checkbox"/> 床面積合計 )m <sup>2</sup> <small>(上記面積のかつ以の場合は下の適合基準)</small>			
但、次に掲げる者はこの限りでない。 届出住宅が建築基準法第2条第9号の(2)に規定する耐火構造物又は同条第9号の(3)に規定する耐火構造物であるもの		<input type="checkbox"/> 適合 <input checked="" type="checkbox"/> 非適合			
三 専用部使用 部分を割り切る旨について					
以下の①又は②に該当すること					
①3階以上の階は別途算へこと		<input type="checkbox"/> 地盤以上 )m <sup>2</sup> 階 <input checked="" type="checkbox"/> 設備し	<input type="checkbox"/> 地盤以上 )m <sup>2</sup> 階 <input checked="" type="checkbox"/> 設備し		
②増加し以上の階に 垂直用部分を設けず、且、住宅の延べ面積が① (1)建築基準法施行 第110条の(1)規制する技術基準に従つて書類提出を附さない (2)同令第1条第10項に規定する堅い部分と当該堅い部分のある部分と比べ、間仕切壁又は「床」(第18条第2号)に規定している 但、次に掲げる者はこの限りでない。 届出住宅が建築基準法第2条第9号の(2)に規定する耐火構造物であるもの	(告示 第二第2号)り	<input type="checkbox"/> 適合 <input checked="" type="checkbox"/> 非適合	<input type="checkbox"/> 適合 <input checked="" type="checkbox"/> 非適合		
上記記載して相違りません。(作成年月日 年 月 日)					
氏名	④				
資格	建築士免許の有無			登録番号	
所 属 事務所	建築士事務所の名称 住所 電話			登録番号	
本書類の作成者				※建築士が作用する場合は、建 築士資格の登録上登録番号 を明記してください。 ※建築士が作用する場合は、所 属する建築士事務所の名称 が所在地、電話番号等を明記してください。	

## 保健所案内図

所在地 〒116-8502 荒川区荒川2-11-1(荒川区北庁舎1階)



### [交通機関]

JR 常磐線 三河島駅下車徒歩 12 分

京成電鉄京成本線 町屋駅下車徒歩 11 分

東京メトロ千代田線 町屋駅下車徒歩 12 分

都電荒川線 荒川二丁目停留所下車徒歩 3 分

荒川区保健所 生活衛生課 環境衛生係  
TEL 03-3802-3111 (代) 内線426  
FAX 03-3806-2976